消費税法施行令等の一部を改正する政令要綱

- 一 消費税法施行令の一部改正(第1条関係)
 - 1 資金決済に関する法律に規定する電子決済手段の譲渡について、消費税を非 課税とするとともに、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等に含まないものと する。(消費税法施行令第9条、第48条関係)
 - 2 免税事業者が課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合の登録申請書の提出期限を同日から起算して15日前の日とするとともに、同日までに登録申請書を提出した免税事業者について課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなすこととする。(消費税法施行令第70条の2関係)
 - (注)上記の改正は、令和5年10月1日から施行する。(附則第1条関係)
 - 3 適格請求書発行事業者が課税期間の初日からその登録を取り消そうとする場合の届出書の提出期限を同日から起算して15日前の日とする。(消費税法施行令第70条の5関係)
 - (注)上記の改正は、令和5年10月1日から施行する。(附則第1条関係)
 - 4 適格返還請求書の交付義務を課さないこととされる売上げに係る対価の返還等の金額が少額である場合は、その税込価額が1万円未満である場合とする。 (消費税法施行令第70条の9関係)
 - (注)上記の改正は、令和5年10月1日から施行する。(附則第1条関係)
 - 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 二 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)の一部改正 (第2条関係)
 - 1 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用を受ける事業者が、 令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとするときは、 登録申請書に登録希望日(登録申請書を提出する日から15日を経過する日以後 の日に限る。)を記載するものとし、当該登録希望日後に登録がされたときは、 当該登録希望日に登録を受けたものとみなすこととする。(消費税法施行令等の 一部を改正する政令附則第15条関係)
 - 2 請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置の適用対象となる場合は、課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合とする。(消費税

法施行令等の一部を改正する政令附則第24条の2関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)